

千葉県議会規則第 号

千葉県議会会議規則の一部を改正する規則

千葉県議会会議規則（昭和42年千葉県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「付け」を「付」に改める。

第3条第4項中「付ける」を「付する」に改める。

第13条中「付け」を「付」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

第18条第2項中「はかつて」を「諮って」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 委員会が提出した議案につき第1項の請求をするときは、委員会の承認を得なければならない。

第36条第1項中「聞き」を「聴き」に改め、同条第2項中「又は」の次に「第1項における」を加え、「はかつて」を「諮って」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 委員会が提出した議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要であると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

第74条第2項中「もつとも」を「最も」に改め、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第75条第1項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第76条中「印刷して」を削り、「配布する」を「配布（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）する」に改める。

第78条中「議員」の次に「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を加える。

第80条中「付け」を「付」に改める。

第94条第2項中「法第109条の2第3項」を「法第109条の2

第4項」に改める。

第114条第2項中「えた」を「得た」に改め、同条第5項中「指名推せん」を「指名推選」に改め、同条第6項中「指名推せん」を「指名推選」に、「はかり」を「諮り」に改める。

第126条第1項中「もつとも」を「最も」に改め、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第137条及び第149条中「第2項」を「第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

#### 議 案 説 明

地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため、規則の一部を改正しようとするものであります。